

## 所持している教員免許状に隣接する学校種の免許状を取得する(教育職員免許法第6条別表第8適用)

幼稚園・小学校・中学校・高等学校のいずれか教員免許状をすでに所持し、最低3年以上、所持する教員免許状における教員として在職年数のある方が、本学にて必要科目(単位)を修得することにより、所持する教員免許状に隣接する校種の教員免許状を取得する方法です。

### <参考>教育職員免許法に定める教員免許状取得に必要な単位数

取得希望免許状 要件	幼稚園教諭 2種免許状	小学校教諭 2種免許状		中学校教諭 2種免許状		高等学校教諭 1種免許状
所有する免許状	小学校教諭	幼稚園教諭	中学校教諭	小学校教諭	高等学校教諭	中学校教諭(2種を除く)
必要在職年数	3年	3年	3年	3年	3年	3年
最低修得単位数	6単位	13単位	12単位	14単位	9単位	12単位

### ●教育職員免許法第18条の2(抜粋)

受けようとする 免許状の種類	有することを 必要とする 学校の免許状	必要在職 年数	最低修得単位数						大学が独 自に設定 する科目	
			教科に関する 専門的事項 に関する科目	保育内容の 指導法に 関する科目	各教科の 指導法に 関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目				
						道徳の理論 及び指導法	生徒指導の 理論及び方法	教育相談(カウンセリング に関する基礎的な知識を 含む。)の理論及び方法		進路指導及び キャリア教育の理論 及び方法
幼稚園教諭 2種免許状	小学校教諭 普通免許状	3年		6						
小学校教諭 2種免許状	幼稚園教諭 普通免許状	3年			10	1		2		
	中学校教諭 普通免許状	3年			10			2		
中学校教諭 2種免許状	小学校教諭 普通免許状	3年	10		2			2		
	高等学校教諭 普通免許状	3年			2	1		2		4
高等学校教諭 1種免許状	中学校教諭 普通免許状 (2種免許 状を除く。)	3年			2			2		8

### ●教育職員免許法第18条の3第1項備考3(抜粋)

中学校から高等学校	
有している中学校教諭の普通免許状(二種免許状を除く。)の教科の種類	受けようとする高等学校教諭一種免許状の教科の種類
国語	国語
社会	地理歴史又は公民
数学	数学
理科	理科
音楽	音楽
美術	美術
保健体育	保健体育
保健	保健
技術	工業又は情報
家庭	家庭
外国語(英語その他外国語ごとに 応ずるものとする。)	外国語(英語その他外国語ごと に 応ずるものとする。)
宗教	宗教

高等学校から中学校	
有している高等学校教諭の普通免許状の教科の種類	受けようとする中学校教諭二種免許状の教科の種類
国語	国語
地理歴史又は公民	社会
数学	数学
理科	理科
音楽	音楽
美術	美術
保健体育	保健体育
保健	保健
工業又は情報	技術
家庭	家庭
外国語(英語その他外国語ごとに 応ずるものとする。)	外国語(英語その他外国語ごと に 応ずるものとする。)
宗教	宗教

## 【履修科目について】(p.123~参照)

- ・当該法令に定める必要在職年数ならびに修得を必要とする科目(単位)の確認については、現職の方は勤務する学校所在地の都道府県教育委員会に、現職でない方は居住地の都道府県教育委員会で必ず指導を受けてください。また履修指導を受ける際は、必ず教育委員会に必要書類を確認し、指示された必要書類を取り寄せ提示するとともに、必ずこの冊子を提示し指導を受けてください。  
※本学では履修科目の確認・指導を行うことはできません。
- ・教育職員免許法第6条別表8を根拠に、小学校、中学校または高等学校の各教員免許状の取得する場合、教育職員免許法施行規則に定める道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目の「生徒指導の理論及び方法」「教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む)の理論及び方法」「進路相談及びキャリア教育の理論及び方法」の最低単位数は2単位ですが、本学では、「生徒指導・進路指導の理論及び方法」および「教育相談の理論及び方法」の2科目4単位を修得しなければ、教育職員免許法施行規則に定める当該系列の法定区分のすべてを満たすことにはなりません。
- ・教育職員免許法第6条別表8を根拠に、小学校教諭普通免許状を所持する方が中学校教諭2種免許状を取得する場合、教科に関する専門的事項に関する科目は、必ず当該教科における一般的包括的内容を含む科目を10単位以上修得してください。

## 【注意事項】

- ・在職年数については勤務する学校所在地の教育委員会に入学前に確認してください。
- ・基礎となる教員免許状を取得した後に修得した単位が有効です。
- ・授与申請について、現職の方は勤務する学校の所在地の都道府県教育委員会に、現職でない方は居住地の都道府県教育委員会に個人での申請を行ってください。
- ・「教育職員免許状取得見込証明書」の発行はできません。

### 【免許法認定通信教育・講習の開設について】

すでに教員免許状を所持し、一定の在職年数を有している方が、少ない単位数の履修で教員免許状を取得できるコースの申請を予定しております。詳細は本学通信教育課程ホームページをご確認ください。

[ 2018年度実績：「特別支援学校教諭免許状取得用コース」「小学校教諭免許状取得用コース」開設 ]